

調達要求番号：58CV1AV0001

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	WSL-PSFU240 (24~26 t)	仕様書番号	
		8後支連-V0001	
大型車両整備用オートリフト6年定期点検	作成	令和7年4月17日	
	変更		
	作成部隊名	第8後方支援連隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、第8後方支援連隊において実施する大型車両整備用オートリフト（以下、リフトという）の定期点検について規定する。

1.2 件名、規格、数量及び場所等

a) 件名

大型車両整備用オートリフト6年定期点検

b) 規格

WSL-PSFU240 (24~26 t) リフト

c) 数量

7機 (d) の通り)

d) 場所

北熊本駐屯地 (第1整備大隊火器車両整備中隊整備工場×2、第2整備大隊即応機動直接支援中隊整備工場×2)

川内駐屯地 (第1整備大隊施設整備隊整備工場×1)

国分駐屯地 (第2整備大隊第1普通科直接支援中隊整備工場×1)

都城駐屯地 (第2整備大隊第3普通科直接支援中隊整備工場×1)

1.3 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.3.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約6年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という）の定期点検要領（以下、要領書という）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む）の交換（以下、定期作業という）を含むものとする。

1.4 引用文書（法令等）

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書1

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

リフト点検資格認定制度（社団法人 日本自動車機械工具協会）

2 整備に関する要求

2. 1 一般的要求事項

契約相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。なお、点検は必ず社団法人日本自動車機械工具協会が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2. 2 整備の種類

点検

2. 3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2. 3に示す標準・標準外作業方式によるものとし、標準作業表は別紙第1に示すほか、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合は、別紙第2に示す標準外作業見積書を担当者に提出し、承認を得るものとする。

2. 4 点検基準

点検基準は、当該製造会社の点検基準によるものとする。

2. 5 整備実施場所

1. 2 d) による。

2. 6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2. 7 塗装・防錆処置

塗装・防錆処置は、商慣習による。

2. 8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、錆、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

2. 9 定期交換部品等

- a) 大型車両整備用オートリフトの交換部品等については、別紙第3に示すほか製造会社の要領書による。
- b) 契約の相手方は、定期交換部品外に交換等が必要と判断した場合は、別紙第2に示す標準外作業見積書を担当者に提出し、承認を得るものとする。

3 その他

3. 1 契約方の提出書類

別紙第2による。

3. 2 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、別紙第2に示す無償貸付申請書により申請するものとする。

3. 3 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援する。なお、第1整備大隊及び第2整備大隊の各整備工場は、装備品及び操縦者等を支援するものとする。

3. 4 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.6に基づく別紙第4により返納するものとする。なお、返納部品等は、官側（各駐屯地整備工場）の担当者が受領し、管理官と連絡・調整を実施するものとする。

3. 5 保証

不良箇所（部位）の保証は、通常の使用で受領検査合格の日から1箇年とする。

3. 6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。

また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。なお、シール等の規格については、商慣習による。

3. 7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、官側の指示を受けるものとする。

3. 8 駐屯地の立入り

契約の相手方の駐屯地への立入りについては、当該駐屯地の定めるところによる。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の点検 2 障害物（周囲）の点検 3 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等）なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	官側の検査官が完成検査を受検する。
10	略式記録簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

提出書類等

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書※		GLT-CG-Z000001Kの5.2.1による
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む)		—
標準外作業見積書※		—
定期点検成績書		—
交換部品証明書		—
返納書		—
品質保証書		—
注* 必要に応じて提出する。		

大型車両整備用オートリフト交換部品表

一連 番号	品名	型 式(規格等)	単位	数量
1	アクリル受板 ウレタン	07-15N1	個	1 4
2	マニホールドブロック	08-10	個	1 4
3	軸	08-11	個	1 4
4	圧縮コイルバネ	08-12	個	1 4
5	Oリング	08-13	個	1 4
6	軸受 (A)	08-14N	個	1 4
7	キャップOリング	08-15	個	1 4
8	軸受 (B)	08-16N	個	1 4
9	ドッグ	08-17N	個	1 4
10	リミットスイッチ	08-22	個	1 4
11	スペーサ	08-25N	個	1 4
12	Oリング	08-26N	個	2 8
13	長ニップル	08-30	個	1 4
14	高圧異形エルボ	08-31	個	1 4
15	アダプタ	08-32	個	1 4
16	サクションフィルタ	08-38	個	1 4
17	端子台	08-45	個	1 4
18	油圧ポンプ	08-50	個	1 4
19	リテーナー	08-55	個	1 4
20	リフティングバルブ A s s y	08-A-02	式	7
21	リフティングバルブ A s s y	09-A-02	式	7
22	電磁開閉器	10-19	個	1 4
23	可逆電磁開閉器	10-20	個	7
24	ホイスト用押釦開閉器	10-27N	個	7
25	キャプタイヤコード	10-32	個	7
26	作動油 100L		式	7

交換部品等の返納要領

1 交換済部品等の返納要領について規定する。

2 一般的事項

契約相手方は、交換部品等を表1に示す区分に分類し、品目ごとに記入札に部品名、部品番号、数量及び質量を記入する。また、それぞれ返納書を作成の上、検査官の承認を受けて、官側（整備工場担任部隊）に返納する。

表1

分類区分	適用範囲	処置事項
使用可能品 (程度区分1)	新品 (未使用品)	受領時の程度に防錆処置などを施して、返納する。
使用可能品 (程度区分3)	古品 (交換済部品)	
使用不能品 (程度区分5)	回収指定品目の 修理可能品	清掃、洗浄を施して、返納する。
使用不能品 (程度区分7)	回収指定品目の 修理不能品	契約相手方は、修理不能理由書を作成し、検査官の確認を得た後、提出するものとする。
くず	回収指定品目以外の 修理不能品及び廃油	表2に示す区分により、返納する。

表2

材質区分		処置事項
金属類	鉄製品	1 金属類、廃油などは、個別仕様書により指定する場合を除き、契約担当官等の指定する場所(補給処及び業務隊)に返納する。 2 非金属類は、別にしていたものを除き、返納しない。 3 金属・非金属混合類は、調達要求指定書により指定する場合を除き、返納する。 4 公害発生物、有害物質等を含むものについては、関係法令等に基づき、適切な処置を行い返納する。
	鉛製品	
	銅製品	
	黄銅製品	
	軽合金製品	
	銀製品	
	鉄・非鉄金属混合製品	
非金属類	木製品	
	ゴム製品	
	繊維製品	
	ガラス製品	
	エポナイト製品	
	セルロイド製品	
その他		
金属・非金属混合類	金属・非金属混合類	
油類	廃油など	